

「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップ
(2023-2027年)

- 1 2023年12月2日、ドバイにおいて、エマニュエル・マクロン・フランス共和国大統領と岸田文雄日本国内閣総理大臣が会談した機会に、両首脳は、日本とフランスを結ぶ10年間の特別なパートナーシップの枠組みにおいて、二国間協力の新たなロードマップ（2023-2027年）を採択することを決定した。
- 2 両国は、首脳間の緊密かつ定期的な対話を維持し、他のハイレベルな対話に依拠することにより、あらゆる側面において関係を深めていく意思を改めて表明する。
- 3 両国は、増大する不安定性に悩まされ、多面的で多様な危機によって混乱する世界的な状況において、共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を重視する。両国は、世界のどこであっても、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対する。
- 4 両国は、ウクライナへの支援とロシアによるウクライナ侵略戦争への非難を再確認する。両国は、G7のパートナーとともに、対露制裁について緊密に連携し、公正かつ永続的な平和を構築するために、ウクライナと積極的に協力していく意思を改めて表明する。両国は、ウクライナを政治、財政、経済、人道、エネルギー、食料及び復興面で支援することにコミットする。両国は、ウクライナにおける原子力安全と核セキュリティを確保するための協力を継続する。両国は、ロシアの無責任な核のレトリックは受け入れられず、ロシアによるいかなる化学兵器、生物兵器又は核兵器の使用も深刻な結果をもたらすであろうことを強調する。また、両国は、ロシアによる黒海穀物イニシアティブの一方的参加終了を始めとする食料の武器化に反対し、世界の食料安全保障への恐喝をやめるようロシアに呼び掛け、世界中の最も脆弱な人々にのしかかる食糧不安のリスクを軽減するように、国際社会と連携して食料安全保障の確保に貢献していく。両国は、ロシアへのいかなる軍事装備の提供も、国連憲章の基本原則に違反するロシアによる侵略戦争への直接的な支援となることを想起するとともに、全てのパートナーに対して、責任を果たし、ロシアによる制裁回避を支援しないよう呼び掛ける。
- 5 日仏両国は、イスラエルに対するハマスによるテロ攻撃を非難するとともに、イスラエルが国際人道法を含む国際法に従って自国及び自国民を守る権利を確認する。両国はガザ地区における人道状況及び民間の死者数への懸念を表明する。両国は、戦闘行為の再開に関する切迫した懸念を同様に表明し、どこにいても者であれ民間人を保護し、必要とする人々の人道援助への安全かつ円滑なアクセスを確保し、事態の沈静化に向けて努力し、地域的なエスカレーション

を防止することが極めて重要であることを改めて表明する。また、両国は、イスラエルとパレスチナが隣同士、平和で安全に暮らすことを可能にする、公平で、永続的かつ包括的な中東における平和を保障する唯一の手段である「二国家解決」に到達するための政治的対話の必要性を改めて表明する。

- 6 両国は、共にインド太平洋国家として、この地域に対する不変のコミットメントを再確認し、特に両国がその普遍的かつ統一的性格を強調する国連海洋法条約（UNCLOS）に規定される国際法の諸原則及び紛争の平和的解決に立脚する法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に推進する決意を表明する。両国は、共にインド太平洋国家として、自由で開かれたインド太平洋の実現を含む協力を推進していく。両国は、インド太平洋地域の緊張を対話によって解決することを呼び掛け、インド太平洋地域の安全と繁栄の維持に向けて一層緊密に連携していくことを確認する。
- 7 両国は、東シナ海及び南シナ海の情勢について引き続き深刻に懸念する。両国は、緊張を高め、地域の安定並びに航行及び上空飛行の自由を含む法の支配に基づく国際秩序を危うくするいかなる行動にも反対する。
- 8 したがって、両国は、世界の平和及び安定、法の支配、基本的自由及び国際規範の擁護、普遍的価値及び多国間主義の促進、地球温暖化対策並びに環境及び国際公共財の保全のために、革新的かつ意欲的な協力を通じて、その共同行動の範囲及び効果を強める決意を確認する。
- 9 両国は、2023年6月に開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合にて採択された「G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」を踏まえ、ジェンダー平等とあらゆる多様性を持つ女性と女児のエンパワーメントの推進のため連携することを確認する。また、フランスは、国際女性会議WAW!の開催や、女性役員の登用や政治分野での女性の進出の促進、男性の育児休業の取得の促進、女性に対する暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの推進等、日本の男女共同参画に係る取組を歓迎する。一方、日本は、女性と男性の平等に関する国際戦略に基づくフランスの行動を歓迎する。

両国は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（Global Survivors Fund : GSF）及び同基金理事会における両国の緊密な連携を始めとする紛争下における性的暴力の防止及びサバイバーの支援に関する取組を含む「女性・平和・安全保障（WPS）」アジェンダの進展を歓迎する。
- 10 両国は、引き続きあらゆる分野での二国間関係を深めるとともに、「特別なパートナーシップ」の下で、本ロードマップに基づき、協力する決意を再確認する。

1-インド太平洋における協力

- 11 両国は、2023年3月に発出された日本の自由で開かれたインド太平洋のための新プラン、フランスのインド太平洋戦略、欧州連合（EU）のインド太平洋における協力のための戦略に沿う形で、地域における協力を強化する。両国は、インド太平洋諸国の自律性及び強じん性を強化するための主権的なパートナーシップを共同で推進し、この地域を、全てのパートナーを包摂し、自由で開かれた平和と繁栄の空間とするために、具体的な協力を行うことにコミットする。この一環として、フランスは、地域における日仏関係の強化に貢献する、日本の在ヌメア領事事務所の開設を歓迎する。
- 12 両国は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和及び安定の重要性を再確認し、兩岸問題の平和的解決を促した。台湾に関する両国の基本的立場に変更はない。両国は、国家性が必須条件でない場合はメンバーとして、必須条件である場合はオブザーバー又はゲストとしての国際機関への台湾の意味ある参加への支持を表明した。
- 13 両国は、国連安全保障理事会決議に違反し、地域の平和と安定を脅かす北朝鮮によるかつてない高い頻度での弾道ミサイルの発射並びに核及び弾道ミサイル計画の継続を強く非難する。また、両国は、拉致問題の即時解決に向けて協力する。
- 14 両国は、インド太平洋のための日仏パートナーシップの枠組みにおける協力の良好な進展を歓迎し、特に気候変動や環境、海洋安全保障、海上保安、インフラ、保健の分野における具体的かつ野心的な共通のプロジェクトを通じてこれを深化させることにコミットする。両国は、共通の行動やプロジェクトの連携及びモニタリングを確保すべく、日仏インド太平洋作業部会を定期的に開催する。
- 15 両国は、日仏包括的海洋対話を活用し、この枠組みにおいて海洋ガバナンス、環境、航行の自由、開発、科学技術、海洋状況把握（MDA）及びブルー・エコノミーの分野における協力を継続することにコミットする。
- 16 両国は、環インド洋連合（IORA）、インド洋委員会、両国が太平洋における中心性を支持している太平洋諸島フォーラム（PIF）といった地域機関や、太平洋・島サミット（PALM）プロセス、東南アジア諸国連合（ASEAN）関連の枠組みにおいて、協力関係を強化することにコミットする。両国は、国際協力機構（JICA）及びフランス開発庁（AFD）の協力の下、第三国、特にインド太平洋地域における気候変動対策、自然災害リスク軽減、エネルギー転換、連結性の向上、民間企業への支援、保健及び脆弱な地域への支援等における分野での取組を行っていく。

- 17 両国は、2023年7月のG7司法大臣会合（G7 Justice Ministers’ Meeting）及びASEAN・G7法務大臣特別対話（ASEAN-G7 Justice Ministers’ Interface）の結果に基づき、法の支配や基本的人権の尊重といった普遍的価値を更に促進するため、法務・司法分野における協力を強化する。

地球規模課題

- 18 両国は、特に、環境保護、気候変動に対する強じん性、保健システムの強化等を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成、質の高いインフラ開発等、インド太平洋における地球規模課題への対応を特に重視する。本ロードマップに示されており、次に詳述する地球規模課題についての方向性は、インド太平洋において優先的に実施される対象となる。このため、両国は、これらの分野におけるプロジェクトの特定、融資、開発及びフォローアップを促進するため、現場における二国間の外交ネットワーク、開発機関の事務所及び民間企業間での連携及び交流を深めることを推進する。

海洋安全保障

- 19 両国は、定期的に行われる共同訓練「オグリ・ヴェルニー」を歓迎し、引き続き定期的な共同訓練、共同演習等を通じて、インド太平洋地域の平和と安定に積極的に貢献する意思及び海洋安全保障における協力を強化することを確認する。
- 20 両国は、「日本国海上保安庁とフランス共和国首相府海洋総局との間の強化された海洋協力のためのロードマップ」に基づき、情報交換を推進する。また、日本の「海しる」等を通じ、海洋状況把握（MDA）に関する両国間の連携を推進する。両国は、海賊対策において協力し、自発的な海洋協力メカニズム及びブレストにあるフランスの海洋情報協力・把握（MICA）センターを通じたデータの共有に日本の船主が参加する可能性を協議する。
- 21 フランスは、日本による海上保安機関に対する機材の供与や人材育成等のインド太平洋諸国の海上保安能力向上支援の取組を歓迎する。両国は、インド太平洋諸国の海上保安能力の向上のための取組について連携が強化されていることを支持する。
- 22 日本は、フランスが提唱し、欧州のインド太平洋戦略の一環と位置付けられ、危険物や関連する危機の管理能力の強化を目的とし、インド太平洋における商業海上ルートの確保及び港湾警備を強化する意思の一環である「グローバル・ポート・セーフティ」イニシアティブを歓迎する。
- 23 両国は、海洋活動の把握と監視の重要性を強調し、この観点から、現在太平洋

で展開されているEUのプログラムCRIMARIO II (Critical Maritime Routes in the Indian Ocean II) のようなイニシアティブや、特に漁業の分野を始め、未申告及び未記録の諸活動に効果的に対処するイニシアティブを奨励する。

- 24 両国は、アジア海上保安機関長官級会合 (HACGAM)、世界海上保安機関長官級会合 (CGGS) の枠組みにおいて、協力関係を強化することにコミットする。両国は、海洋環境の保全に貢献する科学的又は社会経済的な海洋調査の効果的な保護に、より積極的かつ協調的に貢献する可能性を検討する。

太平洋島しょ国のためのイニシアティブ

- 25 両国は、太平洋島しょ国が直面する課題の規模と特殊性に留意し、インフラ、開発、安全保障及び気候変動に対する強じん性並びに生物多様性の保護の分野において、これらの国に合わせたイニシアティブを通じた共同の取組を強化すること及び民間企業の事業展開を支援することにコミットする。また、両国は、太平洋諸島フォーラム (PIF) 諸国による「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」の実施を支援するため、連携を強化する。このために、両国は、太平洋島しょ国地域の課題に関する政策対話を実施する。防衛分野において、両国は、南太平洋国防大臣会合 (SPDMM) の重要性を確認する。
- 26 両国は、適切な場合にはニューカレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・フツナのフランス領土を両国の実施する地域のイニシアティブに参加させることで、この地域における能力、手段、資源のより大きな協調を追求する。この文脈において、フランスは、ニューカレドニアとフランス領ポリネシアのPALMへの参加を歓迎する。
- 27 両国は、安全保障、特に通信インフラ、外国勢力による干渉や影響力の行使に対する闘い及びあらゆる形態の不正取引対策に関して共同活動を展開する機会を模索する。
- 28 日本は、フランス、EU、カナダ、ニュージーランド及びオーストラリアが主導する、太平洋諸国における気候変動に対する強じん性を構築するためのKIWAイニシアティブを歓迎する。両国は、日本が最も効果的な方法で当該イニシアティブと連携するための選択肢を、専門家による議論を含め、検討する。
- 29 フランスは、サモアの太平洋気候変動センター (PCCC) に対する日本のコミットメントを歓迎する。両国は、PCCCイニシアティブを支援するため、異常気象の早期予測を目的とするフランスのプロジェクトGLIPSSA (太平洋の気候、地域の知識と適応戦略) のデータを共有する可能性について検討する。両国は、太平洋地域環境計画事務局と連携して、両国による行動を奨励する。両国は、太平洋島しょ国に対する防災分野の能力構築支援における協力を進める。

- 30 両国は、海洋研究開発機構（JAMSTEC）と仏国立海洋開発研究所（IFREMER）の覚書の枠組みにおける協力、特にニューカレドニア沖における深海生態系観測調査プロジェクトの実施を歓迎する。

2－安全保障及び防衛

防衛政策

- 31 両国は、日本の国家安全保障戦略及びフランスの国家戦略レビューに示されたそれぞれの戦略的分析の下で、両国が安全保障及び防衛分野における協力を発展させることを歓迎する。両国は、インド太平洋地域の安全保障環境に関するそれぞれの戦略的分析の一致及びそれから生じる安全保障・防衛分野での協力の発展の展望を歓迎する。
- 32 両国は、特に外務・防衛閣僚会合（「2+2」）、外務・防衛当局間（PM）協議、安全保障及び防衛問題に関する幕僚会議及び当局間交流等を通じて、緊密かつ定期的な政策協議を継続することにコミットする。
- 33 両国は、日本国自衛隊とフランス軍との間での共同運用・演習のための行政上、政策上及び法律上の手続を相互に改善するための恒常的な枠組みについての議論の進展を歓迎し、議論を一層加速させることで一致する。
- 34 両国は、特に安全保障に関する協力の強化の観点から、情報保護協定の下での情報交換の重要性を強調するとともに、同協定を可能な限り早期に更新することを目的とした検討を行う。
- 35 両国は、二国間協力に加え、日本及びEU間並びにビリニュスで開催されたNATO首脳会合においてフランスに支持され、コンセンサスで採択された新たな国別適合パートナーシップ計画（ITPP）の枠組みで日本及び北大西洋条約機構（NATO）間の協力の発展を推進する。

日仏軍種間における相互交流の強化

- 36 両国は、両国の陸海空軍種が、それぞれの意見交換と交流を強化することを目的とした取決めを作成したことを歓迎し、次に掲げる事項を通じて交流を一層発展させることを決定する。
- －軍用機及び艦艇の訪問及び寄港・寄航の促進
 - －両国における災害対応等に係る二国間及び多国間演習（マララ、南十字星）における両軍の協力
 - －太平洋におけるフランス領及び日本での交流の可能性の確認
 - －教育訓練における協力、又は共同訓練・演習の促進
- 両国は、インド太平洋地域での大規模演習時や、連携した活動（自国民の退

避等)が必要な状況における、司令部へのオブザーバーの相互派遣の可能性を検討する。両国は、衛生分野を含む後方相互運用性の強化を検討する。加えて、宇宙、サイバー、電磁波の分野での交流を更に発展させる。さらに、両国間の情報共有の強化を図る。

防衛装備

- 37 両国は、両国政府及び日仏装備協力品委員会の会合の開催を通じて表明されるニーズに基づき、防衛装備に関する日仏技術協力分野の拡大に取り組む。また、両国は、特に機雷探知技術に関する協力を深化させるとともに、日仏それぞれの研究プログラムに基づく一層の協力の可能性について、検討する。

第三国での支援

- 38 両国は、互いに関心のある地域・分野で活動し、軍を含む同志のパートナーの能力を強化するという共通の意思により、第三国、特にアジア及びアフリカにおいて、日仏協力を促進する。両国は、国連三角パートナーシップ・プログラムや、日本が創設した新しい協力枠組みである政府安全保障能力強化支援(OSA)を含む、それぞれの支援プログラムにおける連携を支持する。両国は第三国におけるそれぞれの自国民の保護に関する連携を強化する必要性を再確認し、不測の事態における在外自国民の退避オペレーション(RESEVAC)をテーマに本国間及び大使館間の共同での検討と対話を行う。両国は、既に行われている第三国のための日仏協力を強化する。

宇宙

- 39 両国は、宇宙状況把握(SSA)において、より詳細な情報交換を実施する。両国は、専門部隊間の交流を促進する。そのため、日本の自衛隊とフランス軍は、宇宙に関連する演習に参加するよう互いに招待し合う。両国は、宇宙での脅威軽減の分野で、責任ある行動規範を促進することを目的とする国連のアプローチを支援するため、他の関係国と引き続き協調する。全ての宇宙分野の交流は、日仏包括的宇宙対話の枠組みで議論される。

横断的な脅威

テロ対策

- 40 両国は、2022年のクライストチャーチ・コール・サミットの共同宣言に基づき、テロ目的でのインターネットの利用に対する対策の措置を推進する。両国は、2019年6月のマクロン大統領の訪日時のテロ資金対策に関するそれぞれのコミットメントを継続し、テロ資金対策に関する閣僚級会合(No Money for Terror)で採択されたパリ・アジェンダの実施を確保する。

国際的な組織犯罪との闘い

- 41 両国は、2021年3月の第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)で採

択された京都宣言を実施するためのコミットメントを追求する。両国は、環境に影響を与えるものを始め、国際的犯罪の対策のため、効果的な措置の発展を促進する。

海賊

- 42 両国は、日EUパートナーシップの枠組みで協力し、海賊対処に関する両国の部隊の派遣の機会を捉えた合同演習の実施、共同寄港の可能性を引き続き調整し、アジアにおける欧州連合とアジアの安全保障協力の強化 (ESIWA) イニシアティブの枠組みにおける協力とMICAセンターとの協力の推進を行う。

サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対策

- 43 両国は、サイバー空間での国際法の適用に関する議論をけん引し、又は規制を管轄する国際機関において、引き続き連携する。両国は、特に国連総会第一委員会でのサイバーセキュリティに関する国連行動計画 (PoA) の設立に向けた作業や、国連サイバー犯罪条約の起草のためのアドホック委員会における作業において、協働する。両国は、情報交換と脅威分析に関するものを含むサイバー分野での二国間協力を更に強化することを目的として、日仏サイバー協議を継続する。両国は、サイバー犯罪対策及びサイバー防衛に関する協力、並びにインド太平洋地域のパートナーに対する能力構築支援のための協力の可能性を模索する。

軍縮・不拡散

- 44 両国は、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に沿う形で、核軍縮・不拡散体制の柱としての核兵器不拡散条約 (NPT) の中心性及び権威を再確認する。両国は、NPTの検討サイクルに積極的に貢献し、NPTの3つの柱のそれぞれについて新たな進展を可能にするために、二国間並びに英国及び米国との間で努力を調整することにコミットする。両国は、現下の国際安全保障環境を考慮し、全ての者のために安全保障を減少させるのではなく強化するという原則に基づき、核軍縮のための現実的かつ実践的なNPT第6条に基づくアプローチを引き続き推進する。

両国は、軍事的強制、脅迫又は恐喝のために核兵器を使用する、又は使用すると脅す全ての者を非難する。このような策略は極めて危険であり、NPT及び国連憲章の目的に反する。この観点から、両国は、ロシアに対し、無責任で危険な核のレトリック及び行動を止め、国際的なコミットメントを守り、2022年1月3日に発出された核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する五核兵器国首脳共同声明に明記された原則について、言葉と行動の両方で尊重し、再びコミットすることを呼び掛ける。

両国は、核兵器に関する透明性を重視する意思を改めて確認し、特に第11回NPT運用検討プロセスの枠組みにおける透明性の向上に係る建設的な対話プロセスに積極的に参画することを、特に中国に要請する。両国は、具体的な核軍

縮措置である包括的核実験禁止条約（CTBT）の普遍化・早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けて協力を強化する。

- 45 両国は、国連安全保障理事会決議に違反し、地域の平和と安定を脅かす北朝鮮によるかつてない高い頻度での弾道ミサイルの発射並びに核及び弾道ミサイル計画の継続を強く非難する。両国は、北朝鮮に対し、関連する国連安全保障理事会決議を遵守し、対話の申出に応じるよう求めるとともに、関連する国連安全保障理事会決議に従い、北朝鮮の全ての核兵器及び既存の核計画、その他の全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄（CVID）という目標に対する両国のコミットメントを再確認する。
- 46 両国は、新たな制裁措置の採択及び既存の制裁の実施を含め、北朝鮮に対する圧力を維持、増大するため、二国間、国連安全保障理事会及び全ての関連する場（特にG7）において、調整を継続することを決意する。両国は、国際的な制裁の回避対策において、特に、運用調整所（ECC）の枠組みにおける瀬取り対処にフランスのアセットを定期的に派遣することを通じ、引き続き協力する。
- 47 両国は、イランの核兵器の獲得を阻止するとの決意、並びにイランが遅滞なく核不拡散に関する義務及びコミットメントの遵守に戻り、核計画の方向性を修正するために共に緊密に協力するとの決意を再確認する。両国は、ミサイル及び無人機の移転を含むイランの拡散活動に対処するために協調する。

紛争の新領域

- 48 両国は、特定通常兵器使用禁止制限条約（GCW）における自律型致死兵器システム（LAWS）の開発と使用に関する議論に積極的に協力する。
- 49 両国は、例えば、情報操作対策等の共通の関心事である新しい戦略的テーマについて、二国間の枠組みでの一層の協力の可能性に係る意見交換を行う。

3－経済、科学、技術

二国間パートナーシップと一般的なビジネス枠組み

- 50 両国は、特にスタートアップ・中堅・中小企業の利益のための貿易及び相互投資の発展を支援する。その一環として、協力関係を強化する目的で行われる、ビジネスフランスと日本貿易振興機構（JETRO）との間の覚書の改定及びビジネスフランスと中小企業基盤整備機構（SMRJ）との間の覚書の策定を歓迎する。両国は、特に特許庁と産業財産庁（INPI）との間の二国間対話の枠組み及び多国間フォーラムにおいて、知的財産の分野における協力を継続する。

日・EU経済連携協定

- 51 両国は、日・EU経済連携協定の効果的かつ互恵的な実施を促進し、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）のコンセプトの実現に関するものを始めとするデータ・ガバナンスに関する国際的な議論における日EUの主導的役割を一層高めることを可能とするために、引き続き協力する。関連して、2022年10月から協議してきた同協定におけるデータ・フロー規定の交渉が大筋合意に至ったことを歓迎する。

産業協力・イノベーション

- 52 両国は、日本の経済産業省とフランスの経済・財務・産業・デジタル主権省（企業総局（DGE））の間に設置された日仏産業協力委員会の枠内で、両国の企業と緊密に連携して業務を進めることにより、産業分野の関係者（行政、企業等）間の協力を推進する。また、今後5年で日本の起業家100名をフランスへ派遣すること等を通じ、日仏のイノベーション・エコシステム間の交流を強化することにより、また、特に経済産業省に配置されているフランスの国際技術専門家（イノベーション担当）を通じて、イノベーション全般、特に、革新的スタートアップの支援に向けて産業対話の範囲を拡大することで一致する。
- 53 両国は、経済産業省とDGEとの間で将来のテーマ（IoT、サイバーセキュリティ及びデジタル・ガバナンス）に関する二国間対話を深める。両国は、総務省とDGEとの間のICT政策協議の枠組みで行われている意見交換を継続する。
- 54 両国は、産業界の提携やパートナーシップの利益となるクリーン・エネルギー（太陽光発電、洋上風力発電及び水素を含む。）、スマート・グリッド、持続可能な都市、持続可能なモビリティ及びエネルギー移行の進展に不可欠な重要鉱物等の分野において、エネルギー移行に関する二国間協力を深め、パリ協定で定められた目標の達成に資する協力を推進する。このため、両国は、水素閣僚会議、日仏産業協力委員会の新エネルギー・システム・ワーキング・グループ、日仏エネルギー政策対話などを足掛かりとする。両国は、航空業界の脱炭素化の努力に資する持続可能な航空燃料（SAF）の供給を拡大するための企業間のプロジェクトの進展を歓迎し、これらを通じた両国の連携を深化させる。
- 55 両国は、日仏科学技術協力合同委員会等の機会を活用して定める優先分野において、特に、スタートアップを支援するための国のイニシアティブや機関（J-Startup、French Tech及びそのネットワーク）と連携し、両国の革新的企業、特に、スタートアップの交流、協力、パートナーシップ及びプロジェクトを促進することにコミットする。

民生原子力における協力

- 56 両国は、世界のエネルギー安全保障に大きく貢献し、カーボン・ニュートラルを達成するための原子力の重要性を再確認する。両国は、適切なエネルギー源

と技術の活用による経済の多様な脱炭素化の観点から、日仏原子力協力が果たす役割を確認する。両国は、原子力エネルギーに関する日仏委員会を通じ、原子力協力を強化し、2023年5月3日に署名した日仏原子力共同声明に基づき同協力を深化する。

- 57 両国は、第三国におけるものを含め、特に革新炉、大型軽水炉及び小型モジュール炉（SMR）といった原子炉を開発するため、パートナー国間の強じんな原子力サプライ・チェーンの確立に対する政策的支援を強化する。両国は、ナトリウム冷却高速炉（SFR）に関する技術の研究開発における協力を強化する。両国は、使用済 MOX 燃料の再処理を含む核燃料サイクルに関する技術協力を推進する。両国は、2022年6月15日に日仏政府間で交換された書簡に基づく、ふげん等の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する協力を継続する。両国は、国際熱核融合実験炉（ITER）の建設・運営や幅広いアプローチ活動等を通じ、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性を確立することを目指し、両国は、この野心的なプロジェクトを様々な国際的な場で推進する。フランスは、ALPS 処理水の海洋放出に関し、国際原子力機関（IAEA）との協同作業の中で日本側が透明性を示したことを強調する。フランスは、日本側が IAEA や地域のパートナー国との間で同様の透明性を確保したアプローチを採り続けるスタンスであることを歓迎する。フランスは、IAEA の公正さや技術的知見、及び ALPS 処理水の放出中・放出後の評価作業の継続に対する支持を再確認する。両国は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の着実な実施に向けた産業協力について検討を進める。両国は、これらの協力に必要な人材育成・交流等を拡大する。
- 58 両国は、第三国が実施するエネルギーの自立性及び独立性を実現するための主要なプロジェクト、特に民生原子力において、原子力関連企業が共に協力することを促進する。

双方向の投資

- 59 両国は、長期的に安定した互いに重要なパートナーであり、日本からフランスへの投資、フランスから日本への投資を一層促進するために、両国の経済関係者の連携を強化する。両国は、特にエネルギー移行、デジタル化及びイノベーションなどの主要な分野において、両国の経済の強みと両国の投資機会を促進する。両国は、対仏日本投資家と対日フランス投資家が両国での活動やプロジェクトの発展を促進するための支援を続ける。両国は、対仏日本投資家及び対日フランス投資家が直面し得る障害を解決するために、相手国の行政当局との面談を促進する。

経済安全保障と強じん性

- 60 両国は、経済の強じん性と経済安全保障の問題の重要性を認識する。両国は、

特に、重要・新興技術と関連知的財産の保護、脆弱性を生み出す非市場的政策及び慣行への対処、両国におけるサプライ・チェーンの強じん性の強化、重要インフラの保護における連携の向上の重要性を確認する。両国は、経済的威圧への懸念と反対を表明し、パートナーや関係する第三国と緊密に連携しつつ、対応をしかるべく共同で検討する。両国は、両外相間で一致した、日本の外務省とフランスの欧州・外務省が主導しその他の関係省庁と緊密に連携する、経済安全保障をテーマとした二国間作業部会を近い将来開催することで一致する。

- 61 特に、重要鉱物の採出、精錬、加工及びリサイクルの観点から、重要鉱物のサプライ・チェーンの強じん性と供給の確保を非常に重視している両国は、経験の共有と研究開発における協力を発展させるため、重要鉱物（特にレアアース、電池用金属など）に関する意見交換を続け、両国の連携協力につながる企業間プロジェクトの可能性を探求する。両国は、多国間の枠組み（世界銀行グループ（WBG）、国際エネルギー機関（IEA）、経済協力開発機構（OECD）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）、G7、G20等）において、特に備蓄、リサイクル、環境・社会・ガバナンス基準について、可能な限り共通の立場を追求する。
- 62 加えて、脱炭素社会への移行に不可欠となるクリーン・エネルギー関連製品のサプライ・チェーンの強じん化に向け、低・中所得国がこれら製品の製造過程においてより大きな役割を果たせるよう、両国は他のG7メンバーや同志国、関係国際機関等と協働し、2023年5月の新潟G7財務大臣・中央銀行総裁会合及びG7広島サミットにて一致し、2023年10月に立ち上げられた、RISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement）パートナーシップを通じて、中・低所得国と協力する。

財政金融分野

- 63 両国は、閣僚級の「日仏ハイレベル経済財政対話」を継続する。両国は、二国間及び多国間の枠組みにおいて、財政金融分野、特に国際金融アーキテクチャー（貧困国の債務に関する持続可能なガバナンスの枠組み、多国間金融システムの強化、温室効果ガス排出が少なく気候変動に対して強じんな経済成長への官民の資金フローの整合）、国際課税の2本の柱の解決策の適切な実施及び暗号資産の規制に関して協力を進める。両国は、日仏が主導したスリランカの債務再編の成功裡の合意を歓迎するとともに、本事例が、今後の中所得国における債務問題への対処の基礎となることを期待する。

農業

- 64 ワイン産業について、日仏間の協力は、日本の同産業の発展を支援することを目的とする。両国の植物衛生当局は、長期的なフランス産ぶどう苗木に対する

隔離検疫の代替措置の導入を目的として、科学的及び技術的見地に基づき議論を継続することで一致する。

- 65 両国は、国際獣疫事務局（WOAH）等の国際基準を踏まえた動物衛生分野での協力を継続する。両国は、特にゾーニング措置を効果的に実施するなど、疾病の発生の影響を抑えるための協力を行うとともに、消費者の安全を確保する。
- 66 両国は、2021年7月のバランスの取れた食生活に関する日仏共同宣言に基づき、食料政策及び日仏の食文化の振興に関する対話を継続する。
- 67 両国は農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）とフランス国立農業・食料・環境研究所（INRAE）との間で2021年に更新された連携合意に基づき協力を促進する。
- 68 両国は、日本の国際農林水産業研究センター（JIRCAS）とフランス国際農業開発協力センター（CIRAD）との間で行われる、開発途上地域を対象とした農業分野の共同研究を支援する。
- 69 両国は、将来の農業を担う若者の視野を広げ、国際感覚を養う観点から、日仏農業高校間の交流活動を引き続き促進する。

科学技術

二国間対話

- 70 両国は、日仏科学技術協力協定に基づく合同委員会等を通じて、両国の科学技術・イノベーション政策に関する対話を実施する。両国は、デジタル技術、健康、エネルギー、農学、海洋研究、極域など、共通の関心を持つ分野での協力を推進する。両国は、科学研究機関に加えて大学関係者を招へいし、実践的な対話の実現に努める。

宇宙分野における科学協力

- 71 両国は、宇宙科学・探査、地球観測、ロケット等の両国が共に高い関心を有する分野において、宇宙機関である宇宙航空研究開発機構（JAXA）とフランス国立宇宙研究センター（CNES）を中心に、既にある密接な協力関係を継続する。両国は、はやぶさ2（小惑星探査機）が採取したサンプルの分析や火星衛星探査計画（MMX）及び1段再使用飛行実験（CALLISTO）の開発を含め、JAXAとCNESの共同ミッションの協力を継続する。両国は、2023年5月のJAXAとCNESの機関間協力協定の改定を歓迎する。
- 72 両国は、大気の研究に特化し、異常気象の予測、気候モデルの開発、災害監視の向上を目指す大気観測システム（AOS）ミッションの枠組みで、日仏が共に卓

越した分野である地球観測分野での象徴的協力を実施すべく取組を継続する。両国は、宇宙科学・探査の新たな共同ミッションである高感度太陽紫外線分光観測衛星（SOLAR-C）及び宇宙マイクロ波背景放射偏光観測衛星（LiteBIRD）の共同検討を継続する。

- 73 両国は、地球環境監視（温室効果ガスの排出に関する衛星データの交換・共同検証）及び宇宙環境保護（スペース・デブリの低減に関する技術の研究）のためのデータ・情報交換を拡大する。両国は、これらの交流に当たり、国連で継続中の交渉を考慮に入れる。両国は、引き続きスタッフ及び学生の人材育成・交流等を促進・拡大する。このような論点は、日仏包括的宇宙対話の枠組みにおいてもレビュー対象となる資格がある。

研究インテグリティ・オープンサイエンス

- 74 両国は、研究倫理、研究インテグリティ、オープン・サイエンス等のテーマについて経験や知見を共有し、研究インテグリティの分野での努力を継続する。両国は、科学がその価値を尊重しつつ、新しい技術を通じて社会の調和ある発展に貢献するよう協力する。

保健分野での二国間協力

- 75 両国は、東京大学とパスツール研究所の間で日本におけるパスツール研究所（IPJ）の立上げに関する意向表明書が2023年10月に署名されたことを歓迎する。両国は、IPJと連携し、地域レベルで影響を与えることができる保健分野の研究とイノベーションに特化した日仏キャンパスの設立の可能性が検討されていることを歓迎する。また、両国は、インド太平洋地域及びサハラ以南のアフリカにおける他の戦略的パートナーと、この分野における科学的協力の発展に取り組む。

人工知能（AI）

- 76 両国は、特に両国間の質の高い研究協力を促進し、大学、研究、産業界の関係者が参加するプロジェクトに資金を提供することを目的とする科学技術振興機構（JST）とフランス国立研究機構（ANR）との間の「EdgeAI」プロジェクトの募集等を活用し、AI分野での協力を継続して深化させる。両国は、両国が緊密に連携しているAIに関するグローバル・パートナーシップ（GPAI）の2022年閣僚宣言に基づき、人間中心のAIの実現に向けた協力を推進する。

知的財産分野における二国間協力

- 77 両国は、2020年の特許庁とINPIの協力に基づく知的財産分野での協力を歓迎し、日仏間における特許審査の迅速化を可能とする「特許審査ハイウェイ」開始後の特許に関する協力を歓迎する。

資金調達ツールの動員

- 78 両国は、両国の主要な専門分野（安全保障、連結性及びグローバル課題）において、インド太平洋地域諸国が表明するニーズを満たす協力を支援する。両国は、パートナーシップの枠組みの中で、両国の企業が動員され、インド太平洋地域における協力が促進されるように取り組む。両国は、両国の公的融資へのアクセスを容易にし、優れた分野（水、廃棄物、道路、エネルギー及び農業など）における両国のノウハウと専門性を促進する。
- 79 両国は、信用保険会社である日本貿易保険（NEXI）とBpifrance Assurance Exportの良好な関係を歓迎する。両国は、本年7月に改訂されたOECDの輸出信用アレンジメントにより、プロジェクトのニーズによりよく応え、競争が激化する国際情勢によりよく対応し、持続可能なプロジェクトのためのインセンティブ・メカニズムを構築するという目的を共有する。
- 80 両国は、それぞれの開発機関である国際協力機構（JICA）とフランス開発庁（AFD）を動員し、両機関の関与に関する規則に従いつつ、共有するイニシアティブに貢献し、プロジェクトの補完性を強化する。両国は、JICAとAFDの間の協力覚書（MOC）の2023年4月の更新を歓迎し、特に、両国の大使館と両開発機関の事務所間の調整されたフォローアップを通じて、現地レベルでの行動をよりよく調整する意思を歓迎する。

4－世界規模課題及びグローバル・ガバナンス

グローバル・ガバナンス

- 81 両国は、国際スタンダードの尊重に基づく効果的な多国間主義を促進し、国際機関のグッド・ガバナンス及び円滑な運営を確保するために国際的な場での協調を強化する。

国連改革

- 82 両国は、国連総会や国連事務総長の役割の強化を含む国連の機能強化の重要性を確認する。両国は、国連安全保障理事会が意思決定機関としての役割を維持しつつ、その正統性と代表性を強化するために不可欠な進展として、国連安全保障理事会の改革という目標を支持する。両国は、常任理事国を含め、国連安全保障理事会におけるアフリカの存在感を高めるために働き掛ける。フランスは、日本を含むG4が常任理事国入りすることへの支持を改めて表明する。両国は、文言ベースでの交渉の開始という目標に向けて協力する。

開発

- 83 両国は、「人間の尊厳」が尊重される世界を実現すべく、国際社会における分断や対立を乗り越えるため、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた協力を深化させ、人間の安全保障と人権の原則に基づく「人間を中心に据えた国際協

力」を共に推進する。両国は、今後開催される国際会議を視野に、途上国が貧困及び気候変動等の地球規模課題によりよく対処するための多国間金融システムの改革に向けて連携する。このような文脈で、2023年6月の国際的開発資金取決めのための首脳会合及び「人々と地球のためのパリ取決め」の後の国際的議論に留意しながら、両国は対話を継続する。

WTO

- 84 両国は、社会面・環境面といった要素も考慮した公正な競争条件の確保に向けたルールの現代化及び透明性の向上に注力し、完全な、かつ、よく機能する紛争解決制度の実現を含む世界貿易機関（WTO）改革の進展に尽力しつつ、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に努める。

質の高いインフラ投資に関する原則

- 85 両国は、プロジェクトの環境、社会及びガバナンスの全ての側面を考慮する、質の高いインフラ投資に関するG20原則（G20 Principles for Quality Infrastructure Investment (QII)）の新興国・途上国における実施を支持する。両国は、持続不可能な債務スパイラルを避けたいと考えており、民間インフラ融資の結果として生じた隠れたソブリン債務に関する透明性メカニズムの実施を支持する（QIIの原則6.2の実施）。両国は、途上国がQII原則にのっとり、開放性、透明性、経済性及び債務持続可能性といった国際スタンダードに適合する質の高いインフラ投資を推進し、よく準備されたプロジェクトの形成を行う能力を向上させるように努め、QII指標の適用を推進する。さらに、両国は、持続可能なプロジェクト形成と財政の透明性のためのIMFや国際開発金融機関による多国間ツールは、民間投資家にとって最も魅力的な条件の下、質の高いインフラ投資プロジェクト（QIIプロジェクト）の準備を加速・普及することを可能にすることを認識する。

両国は、民間セクターを巻き込み、日仏企業間の協働を促進する。両国は、水、廃棄物、道路、エネルギー、農業等、優れた分野を共有する日仏のノウハウが発揮されるようなプロジェクトを開発するために、双方の資金調達手段を動員することを促進する。

食料安全保障

- 86 両国は、持続可能かつ強じんな食料システムに移行するための対策を講じることにより、健康的で、安全かつ手頃な価格の食料へのアクセスを促進することを重視する（食料農業強じん化ミッション（FARM）イニシアティブ及び民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）イニシアティブへの支持、フランスが2024年末に主催する次回の「成長のための栄養」サミットの枠組みでの協力及び第1回国際会合が2023年10月にパリにて開催された学校給食コアリションの枠組みにおける学校給食支援プログラムを含む。）。また、両国は、食料安全保障の強化に向けた国際連合食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、国

際農業開発基金（IFAD）の取組を歓迎した。

気候、エネルギー転換、生物多様性

87 両国は、ロシアによるウクライナ侵略戦争の文脈におけるエネルギー安全保障問題に関する正当な懸念を認識し、両国が掲げる気候及びエネルギー移行目標の実施に引き続きコミットする。

88 両国は、エネルギーに係るサプライ・チェーンの多様化、エネルギー効率、エネルギー消費の削減及びクリーン・エネルギーの開発が、この多重の危機に対する重要な解決策であることを認識する。両国は、気候変動が喫緊の課題であることを認識し、それぞれの国のレベルで、国が決定する貢献（NDC）と長期戦略によって設定された目標を達成し、パリ協定の目的を達成するために着実に野心を高めることに完全にコミットする。

この点、両国は、主要経済国全てが2025年までに排出のピークに達していなくてはならないことを想起し、また、1.5°C目標に関連し、世界規模での取組の一環として、遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料からのフェーズアウトを加速させるという両国のコミットメントを強調し、他国に対して両国と同様に行動するように要請する。

89 両国は、気温上昇を1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるため、また、パリ協定の目標を尊重しつつ、両国が2025年までに非効率な化石燃料補助金を廃止することと、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを再確認し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5°C目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況にある場合を除き、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了したことを強調し、日仏及び特に他のG7加盟国とコミットメントを実行するための努力を続ける。

90 両国は、移行期において、自国の領土、新興国及び発展途上国の領土において遅くとも2050年までに温室効果ガス排出のネット・ゼロ目標を達成するために、公正なエネルギー移行パートナーシップを通じて、また、日EUグリーン・アライアンスと連携して、交流を深める。両国は、主要な貢献者として、まだ参加していない先進国に対し、1,000億ドル合同資金動員目標を達成するために、野心的な気候資金目標を設定し、それを緊急的に実行するよう呼び掛ける。

91 両国は、両国が加盟している国際再生可能エネルギー機関（IRENA）や太陽に関する国際的な同盟（ISA）などの国際機関とともに、再生可能エネルギー、特に太陽光エネルギーの開発のための地域諸国の能力の向上のため、知見とパートナーを動員するよう努める。

- 92 両国は、特に健全かつ安全な建築構法及び生活の質を踏まえた構法、建築物のエネルギー及び環境性能を向上させる目的、廉価な住宅等に関し、専門知識とグッド・プラクティスの共有を継続するため、フランスのエコロジー転換省と日本の国土交通省との間で結ばれた1992年の建築に関するパートナーシップ及び2010年の持続可能な都市に関する合意の実施を継続する。

生物多様性

- 93 両国は、気候変動対策、生物多様性の保全、環境犯罪対策、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策、人道支援、災害への対応の分野での協力の強化を促進する。両国は、JICAとAFDの地球規模課題、特に気候や生物多様性に関する協力を強化する。両国は、UNCLOSの下での国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する協定の採択を歓迎し、同協定の早期発効及び効果的な実施を呼び掛ける。また、両国は、SATOYAMAイニシアティブをモデルとし、インド太平洋地域における二次的な自然環境の保全と再生を促進する。両国は、IUU漁業の課題に直面し、EU及び日本との対話を後押しするとともに、これをフォローする。
- 94 両国は、異常な現象をよりよく予測し、海洋生物多様性を保全するための科学及び技術の発展を促進することにコミットする。
- 95 両国は、少なくとも30%の土地及び30%の海域を2030年までに世界的に保全し効果的に管理する目標（「30×30」目標）を含む昆明モントリオール生物多様性枠組（GBF）（以下、「生物多様性枠組」という。）を早期かつ効果的に実施するための協力を継続し、特に新しい段階に入る「自然と人々のための高い野心連合」への貢献を通じて、協力を行う。両国は、生物多様性枠組を迅速に実施するため、目的と目標に沿った新しい国家戦略と行動計画（NBSAPs）を2023年又は生物多様性条約（CBD）のCOP16より十分早く提出することにコミットする。
- 96 両国は、生物多様性枠組のターゲット15を踏まえ、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合で設立されたG7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）の活動を強力に推進することを約束する。
- 97 両国は、生物多様性枠組の森林減少、食料安全保障、栄養に関する優先事項の目標に沿って、2030年までに、農薬や有害化学物質に関連するリスクを少なくとも半減させることにより、汚染のリスクとその悪影響を、生物多様性や生態系の機能・サービスを害さないレベルまで削減する必要性を強調する。
- 98 両国は、森林減少との闘いにおいて、バリューチェーンにおける森林減少リスクの低減に関して協力する。両国は、重要な生態系の保護では、積極的な保全

のためのパートナーシップと必要な資源を調達するための民間セクターの動員等を通じて協力する。両国は、緑の気候基金（GCF）における次期REDD+成果支払スキーム、環境価値の高いカーボン・クレジットや生物多様性証明書等、革新的な資金調達メカニズムの開発で協力する。

- 99 両国は、全ての資金源から2025年までに自然のための国際的な資金を増やし、その資金を生物多様性枠組に合わせることにコミットし、多国間開発銀行を含む全てのドナーに同様にコミットすることを呼び掛ける。両国は、地球環境ファシリティ（GEF）内に、特に生物多様性資金への開発途上国、中でも後発開発途上国や小島しょ開発途上国によるアクセスを促進するために、生物多様性枠組基金が創設されたことを歓迎し、その早急な運用の開始を支援する。
- 100 両国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するポジティブなインセンティブを強化しつつ、2025年までに生物多様性に有害な補助金を含む有害なインセンティブを特定し、2030年までにそれらを廃止、段階的に削減、又は改革することにコミットする。
- 101 両国は、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）に設置されたクーリング・ハブにおいて、フロン類のライフサイクル・マネジメントの重要性を広く認識させるために協力している。
- 102 両国は、プラスチック汚染を終わらせることへのコミットメントを強調し、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の交渉及び策定に向けて連携を強化しつつ、双方の国内対策・戦略等について対話を深める。

海洋及び極地

- 103 両国は、気候変動や生物多様性の損失を始めとする地球規模課題の解決に向け、極地を含む海洋環境の保護、海洋における再生可能エネルギーの開発など、海洋と極地に関連する問題での協力を強化するため、海洋と極地に関する二国間対話を強化する。両国は、フランスがコスタリカとともに2025年6月にニースで開催する国連海洋会議の成功に向けて協力する。両国は、日本の北極域研究加速プロジェクト（ArCSII）を通じた協力を含め、北極域における協力の継続を希望する。フランスは、日本が建造中の北極域研究船の国際研究プラットフォームに参加する可能性を検討する。

保健

- 104 両国は、公衆衛生危機に対処するため、グローバル・ヘルス・アーキテクチャーの構築及び強化を継続する。両国は、保健システムの強化を通じたより強じん、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献する。両国は、薬剤耐性（AMR）対策、更には新興・再興感染症への対

策等、様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションを推進するため、特にグローバル・ファンドやユニットエイドにおいて、より緊密に連携する。両国は、人・動物・環境分野が国内サーベイランス体制に統合されるよう、ワン・ヘルス・アプローチを推奨する。

- 105 両国は、特に保健課題に関する多国間会合の機会に、協議のための定期的な対話を行う。両国は、UHCの実現に向けて、世界銀行、世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンド、ユニットエイド、UHC2030などの既存の機関やイニシアティブの中で緊密に連携する。

両国は、セネガルのダカールにあるパスツール研究所を引き続き支援し、研究開発やワクチンの現地生産に関するアフリカの能力強化を支援する。

5－文化、研究・教育、人的交流、スポーツ

人的交流の再開

- 106 両国は、パンデミックの状況下で交流が縮小していた期間の後、人的交流の再開の促進にコミットしている。両国は、取り分け、学校教育における2か国語コースの枠組みにおけるものなど、若者の語学教育、芸術家や文化的な専門家等の往来、芸術のための技術革新を推進する起業家と両国の文化・経済事業者のネットワークの構築といった二国間プログラムの実施を支援する。

学生の移動

- 107 両国は、文部科学省と高等教育・研究省との間の覚書に基づき、学位や単位の相互承認によって、両国間の学生交流と移動を促進し、国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）、フランス・ユニヴェルシテ（FU）及びフランス技師学校長会議（CDEFI）間の「日本国とフランス共和国の高等教育機関における履修継続のための履修、学位及び単位の相互認証に関する協定」の実施を支援する。

二国間交流プログラムの強化

- 108 両国は、既存の枠組み（企業における国際ボランティア活動、ワーキング・ホリデー協定、日仏農業高校間交流）を通じて、定期的な持続性のある若者の交流を促進し、強化する。両国は、コリブリ・ネットワークにおける日仏の学校間交流（フランス本土及びニューカレドニア）、国費による高校生留学促進事業や「トビタテ！留学JAPAN第2ステージ新・日本代表プログラム」（高校生対象）での日本人高校生の派遣、異文化理解ステップアップ事業による外国人高校生の受入れを支援する。

バイリンガル教育

- 109 両国は、両国の学校及び大学における日本語及びフランス語の教育の発展を促進するため、公立及び私立の中等・高等教育機関における二言語学習、専門家

の派遣、高い専門性を有する指導者の養成、教材の開発にコミットする。両国は、両国の初等・中等教育における2か国語コースの開発のための支援を再確認する。

文化交流

- 110 両国は、主要な記念行事（2024年の日仏会館開館100周年、2027年のパリ日本文化会館開館30周年）を契機として特に若い世代における交流の推進も念頭に置きつつ、例えば、フランス文学、Jポップ、クールジャパン（特に文学、マンガ・コミック、アニメ、映画、ビデオゲーム、バーチャルリアリティ）など、文化・知的交流、音楽や映画等を含めた文化・創造産業の促進を図る。
- 111 両国は、日本で新たに国立アトリサーチセンターが設立されたことを踏まえて、国立アトリサーチセンターとフランスの関連機関（主にポンピドゥー・センター）との間で、国際的な専門家の相互ネットワークの構築のためのワークショップ等への参加、学芸員や修復家、芸術史専門家間のその他の交流、アートウィーク東京や国際コンテンポラリーアートフェアパリ+（プラス）における連携等の協力を通じ、両国の協力を国際的な模範とするための協力を進めていく。
- 112 両国は、文化面及び言語面で提供できるものの多様性を踏まえ、それぞれの国において、文化、教育、大学機関で発展したグッド・プラクティスを活用する。両国は、1953年の二国間文化協定及び2013年の文化に関する共同声明の対象分野、並びに特に文化及び創造産業に関する新たな現代の課題に対応する分野における協力を強化するために、本ロードマップの実施の一環として行われる行動を含め、1953年の二国間文化協定及び2013年の文化に関する共同声明の実施の在り方が時代に即したものとなるような施策を共に検討する。
- 113 両国は、2025年の大阪・関西万博と2027年の国際園芸博覧会の成功のために協力する。
- 114 両国は、特に人工知能やメタバースの発展の枠組みの中で、特に国際機関において創造と芸術表現の自由を共同で擁護する。また、正規版コンテンツの流通の促進と海賊版対策、著作権保護意識の向上のため、協力と交流を強化していく。両国は、両国の文化協力の実施において、女性や独立した組織に対する環境に配慮した包摂的なアプローチを採用し、推進する。

研究

研究資金

- 115 両国は、最高の相乗効果を引き出すため、国の研究ファンディング・エージェンシーの支援を受けた両国の科学研究機関や大学による協調した取組を通じ

た対話で特定された戦略や優先テーマを実施する。JSTとANRや日本医療研究開発機構（AMED）とフランス国立がん研究所（INCA）との間の協力のよう、共同研究プロジェクトの支援に関わる全ての国の機関の間で、枠組みプログラムにおける共同提案の募集を促進する。

先端的国際共同研究推進事業（ASPIRE）

- 116 両国は、AI・情報、バイオテクノロジー、マテリアル、半導体、エネルギー、量子科学、通信・情報、健康・医療といった主要分野における大規模な国際共同研究を推進する。

研究者と博士課程学生の流動性

- 117 両国は、研究者や博士課程学生の流動性と学術交流を促進するため、適切な交換プログラムを提案する。両国は、両国の高等教育・研究機関や、両国の主要な国内・国際交流機関（日本学術振興会（JSPS）、キャンパス・フランス、日仏大学会館、国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム機構（HFSP0）等）に関する協定や手段を利用する。両国は、日本のASPIREのように、研究機関（JST、AMED、ANR、INCA、ANRS-MIE）が運営する主要な資金提供プログラムにより、この分野でのパートナーシップを発展させる。

経済研究

- 118 両国は、低炭素への移行や各国の経済モデルなどの将来的なテーマについて、両国の経済学者による共同研究を発展させることを目的とするフランス社会科学高等研究院内の日仏財団における「Lab」のような取組を歓迎する。

医療研究

- 119 両国は、医療分野で、AMEDにおいて、がん分野の国際共同研究についての議論を継続する。

スポーツ、オリンピック・パラリンピック競技大会

- 120 両国は、特に2024年パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れ、大規模なスポーツイベントの開催に関する経験の交換を継続する。両国は、2019年1月30日に署名された「日本国文部科学大臣とフランス共和国スポーツ大臣によるスポーツ分野の協力に関する声明」に基づき、特に日本スポーツ振興センターとフランス国立スポーツ体育研究所（INSEP）との間のハイレベルなスポーツに特化した組織間の交流を強化するために計画されている具体的な措置を加速させる。両国は、両国のスポーツ連盟間の交流の促進に留意し、その中でオリンピックの公用語としてのフランス語の価値を高める。

観光と地方分権協力

観光

- 121 両国は、2024年パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博等、特に、両国で開催される大規模な国際的イベントを見据えて、観光庁、独立行政法人国際観光振興機構及びフランス観光開発機構の間で2018年9月に作成された覚書を更新し、同覚書に基づき、高付加価値旅行者の双方向の往来の拡大に取り組む。

自治体交流

- 122 両国は、特に2024年11月に静岡で予定されている第8回日仏自治体交流会議の枠組みにおいて、地方自治体間及び両国の姉妹都市間の交流を促進し、発展させる。両国は、国民や地域の文化的アクターとの新しいパートナーシップの形（文化による再活性化、専門的な地域のクラスター）を重視することを通じ、両国の地方自治体間の交流と文化的な協力を強化する。

（了）